

野沢温泉村中小企業退職金共済掛金補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中小企業の従業員の福祉の増進及び雇用の安定を図り、あわせて中小企業の振興に資するため、中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号。以下「法」という。）の規定に基づく勤労者退職金共済機構又は所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第73条の規定による特定退職金共済団体（以下「機構等」という。）と共済契約を締結した中小企業者が納付する当該共済金に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、野沢温泉村補助金等交付規則（昭和42年野沢温泉村規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 法第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (2) 退職金共済契約 中小企業者が機構等に掛金を納付することを約し、機構等がその事業主の雇用する従業員の退職について、退職金を支給することを約する契約をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、村内に事業所を有し、機構等と共済契約を締結する中小企業者（以下「共済契約者」という。）であり、かつ、村税を滞納していない者とする。

(補助対象経費及び補助率)

第4条 第1条に規定する補助金の対象となる経費、期間及び補助率は、次の表のとおりとする。

| 経費 | 補助率 |
|----------------------------------|--|
| 共済契約者が共済契約に基づき機構等に納付する共済掛金に要する経費 | <p>補助金の対象となる期間は、被共済者の契約の成立した日から3年以内とし、補助率は次の各号に掲げる年次区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率とする。</p> <p>(1) 第1年次 被共済者1人当たり月20パーセント（その金額が1,000円を超えるときは、1,000円）以内</p> <p>(2) 第2年次及び第3年次 被共済者1人当たり月10パーセント（その額が500円を超えるときは、500円）以内</p> |

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、中小企業退職金共済掛金補助金交付申請書（様式第1号）に、個人別掛金内訳書（様式第2号）及び退職金共済手帳又はその写しを添えて村長に提出しなければならない。

2 前項に規定する書類の提出期限は、毎年3月31日までとし、当該年度分について行うものとする。

(交付決定)

第6条 村長は前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の額を決定し、中小企業退職金共済掛金補助金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(交付請求)

第7条 補助金の交付決定を受けた者が補助金の交付を請求しようとするときは、中小企業退職金共済掛金補助金交付請求書（様式第4号）を村長に提出するものとする。

(変更の届け出)

第8条 共済契約者は、第5条の規定による申請事項に変更が生じたときは、共済契約変更届（様式第5号）を、また事業を廃止若しくは休止したときは、事業廃止（休止）届（様式第6号）を村長に提出しなければならない。

(検査)

第9条 村長は、必要があると認めるときは、当該補助金の対象となった事業の内容について検査することができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。